

日本の注釈書の様式とウズベキスタンの注釈書の様式 との比較について

ウズベキスタン共和国最高検察庁上席検事
ホシロフ・エルキン・ディルムロトヴィッチ

○ホシロフ 日本の皆様方、ようこそお越しいただき、ありがとうございました。皆様をお迎えすることができて、大変うれしく思っております。本日のセミナーに参加して下さった皆様方にも、感謝申し上げます。私は、日本での研修の際にいただいた資料などを利用していただき、注釈書の作成様式について、日本とウズベキスタンとを比較してみたいと思います。

この発表は注釈書のスタイル、ウズベキスタン共和国における注釈書作成の経験について簡潔に触れ、この分野における長所と欠点を明らかにし、JICAのプロジェクトにより現在作成されているウズベキスタン倒産法注釈書草案の最終稿作成に向けて参考とすることを目的としています。基礎資料として、現在、実際にウズベキスタンの法曹実務家が使用している注釈書類と、法の理論と歴史に関する文献を使用しました。しかしながら、この報告はこのテーマを完全に包括しようとするものではなく、日本とウズベキスタンの注釈スタイルの特徴を理解し、その最良の部分を適用するための参考となることを目指しています。

発表の内容は、法令注釈の歴史、ウズベキスタン共和国における法令注釈作成の発展、ウズベキスタンの注釈書の全体的な特徴と日本の注釈書スタイルとの比較、結論の部分からなります。

まず初めに、法令注釈作成の歴史について申し上げます。ある、よく知られた表現によれば、ローマ人は『三度世界を征服した』と言います。一度目はその軍隊によって、二度目はキリスト教によって、三度目は法によってです。ローマ法の首尾一貫した発展において少なからぬ役割を果たしたのが法律家による注釈作成活動であり、まさにその結果、法規範そのものだけでなく、法学の理論も整備されていったのです。

『明文化された分別』のレベルにまで達した古典時代のローマ法は、西欧諸国に広く受け入れられ、今日に至るまで多くの法制度の基盤となっています。これは、ローマの法学者が、商品生産者間に存在する数多くの具体的な関係の中から、公有と私有、所有者といった最も一般的で抽象的な形式と概念を抽出することができたためです。また、ローマの法学者は帝国内における文化地域、ギリシャ、エジプト、シリアなどにおける法の発展の結果を利用することができ、法学者、とりわけガイウス、ウルピアヌス、パウルス、ラベオといった者たちの活動は尊敬と敬意の対象となっていました。

既に古代（紀元前6世紀から紀元前3世紀半ば）において、ローマに当時存在していた明文化された法律、法慣習の解釈は神聖な行為とされ、神官－ポンティフィックの排

他の特権でありました。興味深いことに、法や慣習の解釈の記録、及び訴訟定式は神官の公文書保管所に極秘に保管されており、一般人民には公開されていませんでした。紀元後302年になって初めて、これらの注釈書、解釈書はフラヴィウス帝の特令により公開され、最終的に法が宗教の枷から解放されることになりました。

ローマにおける注釈書作成の全盛期は古典時代（紀元前3世紀半ばから紀元後3世紀末）、後古典時代（紀元後4～6世紀）でして、この時期、国家が巨大な帝国となるにつれ、法制度の統一化と整備の必要が生まれ、そのために傑出した法律家が果たす役割が急増し、法律家の見解、注解が法律そのものと並んで拘束力を持つに至ったのです。

例えば、アウグストス帝は、一定の法律家に公式な意味を持つ回答や助言を出すことを許していました。これらの法律家はその回答を明記し、それに自分の印を押さなければなりませんでした。

426年、法源としての法律家の仕事を削減するため、テオドシウス2世及びヴァレンティニアヌス3世の特別法により、引用に関して5人の法律家（パピニアヌス他）のみに法的効力が認められるようになりました。

注目すべきは、後古典時代の528～534年に著名な法学者トリボニアヌスの指導の下にローマ法の法典編纂が行われ、その結果、ユスティニアヌス法典が編まれたことです。この法典で学説集 *Digesta*（又は会典 *Pandectae*）として知られる最も重要な部分には、39人のローマの法学者による1,500の注釈書からの抜粋となっています。これらの断片はこの法典に含まれた後、法律としての効力を得ました。

ローマ法が多くのヨーロッパ諸国、及び、その影響下にあった国々により借用されたのに対し、東方の多くの国、特にイスラム諸国において法制度の成立に多大な影響を与えたのがイスラム法です。

イスラム法規範が教条主義的であるという意見はよく聞かれますが、それはともかくとして、イスラム法の発展、整備にはイスラムの法学者による注釈も大きな役割を果たしていることは指摘しておくべきでしょう。そして、この点においては現在のウズベキスタン出身の法学者が少なからず貢献しています。

イスラム法の理論は8世紀の初頭にかけて形成されはじめました。主な法源である聖典コーランと預言者モハメッドの言行録であるハディースは、日常に起こる法的事件に対する詳細な回答を与えることができなかつたため、他の法源としてイジュアマ（具体的な問題に対する最も権威ある法学者ムジュタヒド、フェクフらの同一意見）及びキヤス（類推による推論）が採用されました。

イスラムの法学者の中で主導的な位置を占めていたものとしては、イマム・アル・ブハリ（ブハラ出身）、アトゥ・テルミズ（テルメス出身）、ブルハナッディン・マルギナニらがいます。

前二者は、偉大なムハッディス—預言者言行録（ハディース）の収集家、解説者でし

た。アル・ブハリの『アル・ジャミ アッサヒフ』（『信頼に足るハディース集』）は今日も事実上すべての主要イスラム国の教育機関で学ばれています。彼の著書『アトゥ・タフシール アル・カビール』—『コーラン大注釈書』も重要です。

しかし、イスラム法の注釈作成ということであれば、重要な役割を果たしたのはシェイフ（長老）ブルハナッディン・マルギナニです。周知のように、12～13世紀イスラム東方各国及びマヴェッランナールフ（当時の我が国の呼び名）において、東方ルネサンスあるいはイスラム・ルネサンスと呼ばれる学問と文化の興隆がありました。法学者アル・マルギナニがそのライフワークを著したのが、まさにこの時期です。1178年彼は大論文『アル・ヒダヤ フィ シャルフ アル・ビダヤ』—『アル・ヒダヤ（法）』という題名で広く知られています—を完成させました。これは4巻、53冊から成り、それぞれ各編、章に分かれています。この著作は中央アジアの法学派の輝かしい業績です。著者はサマルカンドで13年かけてこの論文を書きましたが、その内容は完成され、記述は分かりやすいものでした。

『アル・ヒダヤ』は全イスラム世界で認められ、数世紀にわたり法学の主要参考図書でした。その中には法のすべての分野—民法上の取引行為（売買、賃貸借、消費貸借その他多数）、家族法関係の規範（婚姻、乳親戚、離婚など）、刑法関係（犯罪と罰）、訴訟関係（裁判官の義務、参考人供述）、その他多くの事項—が含まれていました。

『アル・ヒダヤ』はアラビア語で何度も出版され、ペルシャ語、英語、フランス語、その他の言語に翻訳されました。英語版からロシア語にも翻訳され、1893年に N. グロデコフの発意により『ヒダヤ—イスラム法注釈』という題名でダイジェスト版が出版されました。

このように、注釈書作成には長い歴史があり、様々な国においてその法制度を確立し、整備する上で恒久的な意味を持っているのであります。

次に、現代ウズベキスタンにおける注釈書作成の発展について述べさせていただきます。

現在、ウズベキスタン共和国において、事実上すべての主要法令につき注釈書が発行されています。以下、使用者、とりわけ法曹実務家に最もよく知られ、かつ必要とされる注釈書を発行年順に挙げます。

まず、1992年12月8日制定ウズベキスタン共和国憲法の注釈書が挙げられましょう。この注釈は41人の法学者からなるそうそうたる執筆班により作成され、1997年に内務省アカデミーの支援により司法省の出版社 Adolat（タシケント市）から出版されました（1997年11月17日に印刷許可署名）。

また、1997年にはウズベキスタン共和国民法典注釈書も発行されています。これは、Kh. ラフモンクロフ教授によるウズベキ語の3巻本（出版社 Mir ekonomiki i prava（経済と法の世界）、タシケント市）です。一巻が総則（民法典第1編）、所有権その他

物権（同第2編）、第3編（債務法）の二つの章－債権債務の総則（第1章）及び契約総則（第2章）－を扱っています。注釈書第2巻は債権債務の各則（第3章）、第3巻は知的財産（第4編）、相続法（第5編）及び国際私法規範の民事法関係への適用（第6編）を扱っています。

ウズベキスタン共和国民法典（正確にはその第2部）そのものが最終的に採択されたのは1996年12月10日でしたが、その3か月後の1997年2月には注釈が作成され、印刷許可を得ております。

1997年8月、出版社 Adolat から1994年9月22日付け（発効1995年4月1日）ウズベキスタン共和国刑法典の注釈書が発行されています。この注釈書はウズベキスタン内務省アカデミーの支援により、同機関の学術評議会の承認を受け、8名の刑法を専門とする学者により作成されました。

ついで、1997年9月、1994年9月22日付け（発効1995年4月1日）行政責任法典の注釈書が発行されました（出版社 Adolat）。この注釈書もウズベキスタン内務省アカデミーの支援、同機関の学術評議会の承認により、この分野を専門とする学者10名により作成されました。

2000年初め、出版社 Adolat により刑事訴訟法（1994年9月22日）注釈書が発行されました。この注釈書も刑事訴訟を専門とする主要な学者8人のグループにより作成され、内務省アカデミー学術評議会により承認されています。

2000年3月、出版社 Adolat により家族法典（1998年4月30日制定、1998年9月1日発効）の注釈書が発行されました。この注釈書はウズベキスタン共和国科学アカデミー準会員で法学博士の Kh. ラフモンクロフ教授の監修のもと、7人の民法学者のグループにより作成されました。

最後に、2001年7月、出版社 Mir ekonomiki i prava に、1997年8月30日付け（1998年1月1日発効）ウズベキスタン共和国経済訴訟法注釈書の印刷許可署名が出されました。この注釈書はドイツ技術協力公社G T Zの資金協力により、10人の法学者及び最高経済裁判所の裁判官を中心とした実務家のグループが作成しました。

ウズベキスタン共和国における法令注釈書のスタイルの全体的な特徴を検討してみると、注釈の方向性（機能）と目的について、次のことが言えます。

第一に、注釈書においては、注釈されている規定が実務においてどのように機能するのか（実現されるのか）ということが解説されています。例えば、オリー・マジュリス代議員により委員会を編成する可能性について規定している憲法第86条の注釈では、選任の手順、投票の形式、これら委員会の活動手順について記述されています。

第二に、注釈書では、当該条項の策定において立法者が目指した目的について説明されています。例えば、経済訴訟法第74条（『訴訟手続の囑託』）の注釈では、この条の目的が詳細に説明されています。

第三に、注釈においては難解な法律用語や概念の解説がなされ、場合によっては、検討される問題についての理論装備も引用されます。例えば、憲法第16章（『行政区画と国家構造』）第68条の解説では、『国家構造』の定義を与えるだけでなく、この概念が他の二つの要素（統治形態と政治体制）とともに国家形態の概念に含まれる点が説明されています。さらに、『国家構造』の概念自体を分析して、その二つの形態（単純・一体型と複合・連邦型）について説明しています。

第四に、注釈では注釈条項で扱われている法関係をより詳細に規定している具体的な法令を引用しています。例えば、教育の権利を規定する憲法第41条の解説においては『ウズベキスタン共和国教育法』への参照と、それが保障するものについての解説がされています。また、行政責任法典第149条（『土地所有者あるいは土地使用者による自動車道路、道路構造物保護規則違反』）の注釈では、『ウズベキスタン共和国自動車道路法』に基づく自動車道脇の空地帯に隣接する土地所有者及び土地使用者の義務が引用されています。

第五に、注釈では、法規定の実際の運用について、また、例外の可能性について解説しています。例えば、家族法第168条（『養子縁組の無効確認の事由』）の解説では、養子の無効確認のための形式的事由が存在しても、裁判所が子供の利益と人道主義原則から無効確認訴訟を拒否できる場合—例えば、養父が軽微な犯罪の前科を持っているものの、子供が長期間一緒に暮らしていてその者になつており、よい養育を受けている場合、裁判所が養子の無効認定を不適切と判断することができるなど—を解説しています。

第六に、解説される法的関係をよりよく理解できるよう、しばしば統計データも引用されます。例えば、家庭と婚姻に関する憲法第63条の注釈においては、国内の世帯数や、年ごとの世帯数、出生数の増加、平均的な家族構成などに関する統計が引用されています。

第七に、注釈される条項の本質をよりよく理解できるよう、必要に応じて比較のために、新規定が導入される以前の当該分野の状況について、短期の歴史的解説を入れることもあります。例えば、経済訴訟法第76条（『保全処分の根拠』）の注釈では、保全処分の適用手順について、1933年の同法典の規定と異なり新法典の規定では保全処分は事件参加者の申立てに基づいてのみ適用され、裁判所が独自に適用することはもはやないという点が言及されています。あるいは、憲法第4章第17条（『対外政策』）の注釈では、ウズベキスタンの外交政策の独立性についての解説で、独立前、ソ連構成国であった頃の状態、我が国が国際社会で起こる様々なプロセスから隔絶されており、それにより、まず、国民的及び経済的利益が損なわれていた時期についての記述があります。

第八に、比較のために海外や国際法の規定の特徴が紹介される場合もあります。例えば、宗教と国家の分離に関する憲法第61条の注釈では、この問題がヨーロッパやアジアの各国（フランス、イタリア、ギリシャ、イラン、パキスタンなど）の憲法でどのよ

うに規定されているかについて記載しています。また、カラカルパクスタン共和国のウズベキスタン共和国からの脱退権を規定した憲法第74条の注釈では、1966年12月16日付け「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第1条により、すべての人民に自決権があることが書かれています。

このように見てみると、日本における法整備支援研修で指摘された注釈書の必要機能（役割）と目的（対象）は、大部分、ウズベキスタンの注釈書作成の実地においても遵守されていると言えます。

では、次に、日本とウズベキスタンの注釈スタイルの比較と結論について述べさせていただきます。

日本における法整備支援研修において法務総合研究所より提供された日本の注釈書の例を検討し、また、ウズベキスタンの注釈書と比較してみると、両者の間には注釈のスタイル、形式に対する方法論的アプローチの差から来る違いがあると言えます。この違いについて、ウズベキスタン倒産法注釈書作成において考慮すべきと思われる次の結論が導き出されます。

第一に、日本の注釈のスタイルは幾分拡大気味で内容量が多い点に特徴があります。そして、法文の条項と同じように、注釈自体にも番号と見出しが付されており、そして、その各部分が更にかっこ数字をつけた段落に分かれています。この点、日本の注釈書はドイツの注釈書にかなり似ているように見受けられます。

ウズベキスタン倒産法の注釈で、ここまで詳細に注釈を分ける必要があるかについては、検討し、合意を得る必要があると思われる。従来、前述のいずれの注釈書においてもこのようなスタイルを採用していないということがあり、受入れの難しさを考慮する必要があります。

第二に、その一方で、各条の内容の注釈をする前に、全体的なイメージを得られるよう『前文』（導入）の形で簡潔に趣旨、目的、他の条項、制度との相互関係について説明をするのは理にかなっていると思われます。このような導入記述は、特に、倒産法の大きな区分（パラグラフ、章）について必要です。

第三に、日本の注釈書が採用している時系列・期間を記載したチャート図も感銘を与えます。倒産法の特定部分における理解の難しさを考えると、注釈で各倒産手続についてこのような視覚的に把握しやすい図解を入れることで、読者に内容、趣旨を分かりやすく伝えるという課題がかなり果たされると思われます。

第四に、日本における注釈書の役割の一つとして、判例に関する情報を提供することが指摘されていましたが、ウズベキスタンの司法制度では、日本と異なり、判例は必ずしも拘束力を持たず、判例集も発刊されていないため、注釈書にそういった情報を入れる必要性はなくなります。そのかわり、注釈条項に関連する理論や文献に関する情報を入れることは、読者が問題をより深く検討する上での助けになりましょう。

ちなみに、我が国の実務では裁判所が注釈書の記載を引用するという事は行われていません。なぜなら、ウズベキスタンにおいて注釈書は、最高経済裁判所総会決定とは異なり、教育的・助言的性質を持つものにすぎないからです。

第五に、現行倒産法の注釈作成において、より注意を向けなくてはならないのは旧法規定との比較でしょう。この問題は、倒産法の改正が準備されていることに関連し、特に重要です。

第六に、ウズベキスタンの他の法令注釈書にも索引は作られており、倒産法注釈書についても索引を作る必要があります。同時に、事項索引を作成すればウズベキスタンの法注釈における初の試みになり、具体的な概念、用語を探す場合の手間を軽減するものでありますから、よい効果が得られるのではないかと思います。

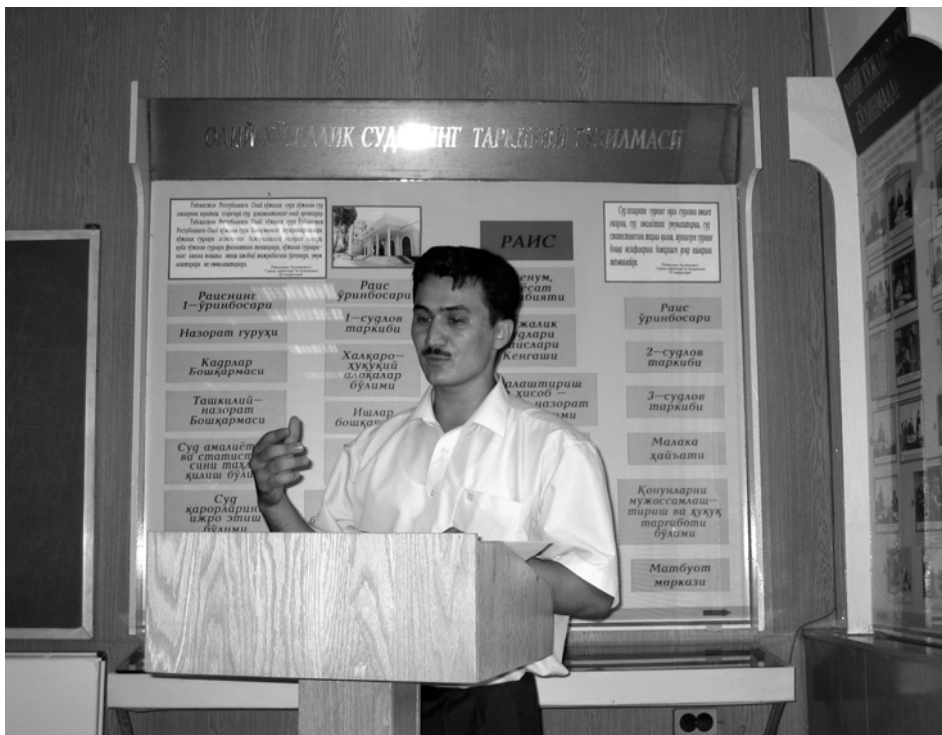
第七に、抽象的な文言、概念、参照規定を持つ法令については、より詳細な解説を心掛ける必要があります。

第八に、日本の注釈書と異なり、注釈書に書式例を掲載するという事はウズベキスタンでは行われていません。なぜなら、書式については別に書式集が作られるからです。

これは、今までの注釈書がほとんど『法典』、つまり、ある法分野全体に関する量的に大きい法令についての注釈であることと関係があるように思われます。

ただ、倒産法の場合は、法制度のうちの一つを規定する法律であり、実体法的・訴訟法的規範から構成されるものであることから、書式例を載せることも可能であるかもしれないし、むしろ、その方が、新人の法曹、実務家の役に立つということもあり、理にかなっているかもしれません。

御静聴ありがとうございました。



ウズベキスタン最高検察庁ホシロフ上席検事発表風景

○司会（タジエフ） ホシロフ氏がこのテーマを選んだ経緯についてお話ししたいと思います。

日本に研修に行った際、このようなスタイル改善についてお話があったのですが、注釈書のスタイルについて、日本の書き方とウズベキスタンの書き方はかなり違っていき、日本の方が結果として記述が詳細になっております。どれだけ詳細かと申しますと、例えば、日本の民法の条文数は1,050条ほどあり、ウズベキスタンの民法と同じぐらいなのですが、民法の注釈書が全28巻からなるということでした。

また、どこかの条の注釈を読んでいて、その注釈の中に他の条の規定が引用されている場合、その引用されている規定についても解説がされているので、引用元の規定にいちいち戻って読む必要がなく、そのまま読んでいけます。

それから、法文の番号の振り方についてですが、日本では、一つの条における規定が番号の付された項に分けられていき、項の中では、さらに番号の付された号に分けられています。日本でも、古い法律では、法律の原文そのものには項に番号が付されていないものもあるのですが、注釈書に掲載するレベルでは、たとえ古い法律の注釈書でも、注釈を書いた人が法文の項に番号を付して編集しています。これは、読み手の利便性を考えて、番号を振っているのです。我々にとっては、それは普段はやらないやり方なのですが、もちろんそれは便利ですし、日本側は、「ウズベキスタンでも、注釈書に掲載する法文の項や号に番号を振ったらどうか。」と提案してきているわけです。それは受容する方にとって、どれだけ受容できるものかという問題もあるかとは思いますが、いずれにせよ、我々のグループでこの件を検討して、決定する必要があると思えます。提案を受け入れることによって、この分野における革命を起こすという結論も採れるのではないかと思います。

質 疑 応 答

○司会（タジエフ） それでは、質疑応答を初めさせていただきます。どなたか、発言ございますでしょうか。

○相澤 まず、質疑ではなく、コメントをさせていただきます。ホシロフ氏の発表については、大変準備をされた発表で、注釈書の様式について有意義な御指摘をしていただき、とても感謝しております。

特に、ホシロフ氏の発表で、注釈書作成において考慮すべきと思われる個別の留意事項について触れられていますけれども、その指摘事項は日本側の見解と一致するところも多いです。ですので、我々日本側としても、大いに共感できる発表でありましたが、見解が異なる部分もございます。

ホシロフ氏が取り上げた論点はとても大事な点でありまして、我々の考えているイメージとウズベキスタン側の考えとをよく議論するためには、言葉で議論するだけでは難

しい。そのため、日本側は、目に見える形で分かるような資料を作ってきましたので、まずは、その資料を見ていただきたいと思います（筆者注：参考資料（本誌72ページから99ページまで）を参照）。我々は、注釈書のスタイルや形式がどうこう、ということを出したいのではなく、条文ごとの注釈の内容として、どういうことを書くべきか、ということを出したいのです。

具体的には、改めて当該資料を御覧いただきたいのですが、各条文の目的、各条文で用いられている用語の個別の意味など、必ず書かなければならないことが共通にあるわけですね。それがどの条文についても、漏れなく書かれているようにしたいのです。なぜそう言うかということ、注釈書を読む人にとって、そうならないと読みづらからです。注釈書を使う人は、裁判官にせよ、行政機関の方にせよ、裁判所任命管財人にせよ、実務で仕事をされるに当たって、何か問題意識を持って読むわけですね。その際、注釈書なので、第1条から最後の条まで、全部を読みはしません。必要な条文だけを読んで、必要なことがちゃんと書かれていることが大切なわけですね。そのような要求に対応するために、我々は注釈書の構造改善ということを出しているわけですね。

改めまして、ホシロフ氏の発表に対して、感謝申し上げます。

○**日本側** 個人的な感想を述べさせていただきます。ホシロフ氏の発表でとても興味深いのは、ウズベキスタンでは判例集が発刊されていないという点ですね。この点は日本とは違いますが、我々日本側はそのような状況が必ずしも分からないので、協議の中でそういう情報をどんどん出していただきたいと思います。

○**ホシロフ** 私の発表にコメントをいただきまして、ありがとうございます。私たちは、「スタイル」という言葉をあまりにも文字通りに捉えているのかもしれないですね。私としては、注釈書の中の、特に特徴的な部分を抽出しようとしたのですが、確かに形式にも注意を惹かれました。読み手にとって一番大事なのは内容ですね。しかし、理解を促す意味で、書き方のビジュアル、形式も、大きな意味があると思います。今おっしゃったように、我々の認識と日本側の認識とが一致しない部分、矛盾する部分については、議論の段階でしっかり注目して対応する必要があると思います。

我々の最終目的は、しっかりとした注釈書を作ることなので、その意味で、我々にとってあまり慣れていないことについても、それがポジティブな結果をもたらすのであれば、通常我々が見慣れたものでなくても考慮に入れる必要があると思います。日本側の認識と我々の認識とで一致しない部分について、こうして議論できていること自体が大きな前進であると思います。以前はそういう不一致があるということ自体、認識していなかったのですね。

○**下村** タジエフ氏の発表について補足させていただきます。資料も少ない中で日本法的に正確に把握されていることに、まずは敬意を表します。

二点補足をさせていただきます。まず、日本の特定調停手続を紹介していただい

りますが、これはもともと、個人の多重債務者を念頭に置いて作られた制度です。

○タジエフ そうすると、この場合の客体は個人に限られるのですか。

○下村 もともとは個人の多重債務者を念頭にしておりましたが、今では個人に限らず、負債額が大きな企業についても用いられることがあります。

二つ目ですが、タジエフ氏の発表において、日本の会社更生手続においては、債務の免除が行われるという点について触れられていますが、債権者には税制面での優遇が与えられるので債務免除に応じる、というのが一般的です。

日本では、債務免除をすることによって企業再建をしやすいようにしているわけです。もちろん、債務者の努力も必要ですが、債権者が債権を放棄したり、債務を免除したりすることに、ある程度のメリットも用意されているわけです。

どの倒産手続を選ぶかということについては、債務者にどれだけの現金があるかが大きな要素になっています。2, 3か月営業をやりくりできるお金があれば、まずは民事再生手続を申し立てるのが一般的のようです。

○ウズベキ側 下村先生に質問です。双務未履行契約の調整についてお話をされましたが、破産管財人が契約を解除する場合、額が100万円以上の場合には裁判所の許可があるとの話があったと思いますが、それは法律の方に書かれているのか、契約の方に書かれているのか、どういう形で規定されているのでしょうか。

○下村 契約の解除ではなく、破産手続において、契約を続ける、履行請求を続ける場合に許可が必要なのです。そして、100万円というのは、法律ではなく、法律から委任された最高裁判所規則で定められています。

○ウズベキ側 もう一つ質問があります。破産管財人が契約を解除する場合、一定期間を越えた場合、解除された契約の相手方は損害賠償を請求できると理解したのですが、その期間はどのように決まっているのですか。

○下村 契約を解除して、損害が発生すれば、相手方が損害賠償を請求することができます。法律には「相当の期間内」とありますが、一般的には、契約の相手が破産管財人に1か月程度の間には返事が欲しいと催告します。破産管財人が「契約を止めます」と言ったらその時点からできますし、破産管財人が何も言わなければ、相手方が「契約を続けるのか止めるのか決めてください。」と言います。通常は「30日以内に答えてください。」として、そこで答えがなければ、30日を過ぎたときから、損害賠償を請求することになります。

○ウズベキ側 それは裁判所を通してですか。

○下村 はい。破産債権なので、裁判所に届けてということになります。

○ウズベキ側 まず、本日このようなセミナーを開催していただいた日本の皆様に御礼を申し上げます。

タジエフ氏の報告を聞かせていただきましたが、これだけの成果があれば、「我々が今

作っている注釈書にも生かせるのではないか」という感触がありますし、また、ホシロフ氏の発表を聞かせていただきまして、タジエフ氏のおっしゃるように、我々は革命的な一步を踏み出すべきである、と思いました。と言いますのは、我が国では、法典についての注釈書は出ていますが、法律についての注釈書というのはまだ出ていません。ホシロフ氏の発表を伺い、作成中の注釈書は大変オリジナリティーにあふれたものになるのではないかと思います。ホシロフ氏が八つ挙げられました、ウズベキスタン倒産法注釈書作成において考慮すべきと思われる事項、特に、七番目の「抽象的な文言、概念、参照規定を持つ法令については、より詳細な解説を心掛ける必要がある。」というところが特に気に入りました。また、ホシロフ氏の、注釈書自体に法的な拘束力があるわけではないが、法規の本質を知るために必要であるという指摘は正しいと思います。こういった部分を考慮した注釈書ができれば、それは必ず独創的なものになると思います。我が国は若い国で、経済も発展途上でして、この制度自体が我々にとって新しいものですから、日本側の助力を得て良い注釈書を作るのは良いことだと思います。どうもありがとうございました。

○**日本側** 本日ホシロフ氏から詳しい発表をいただきましたが、どのような印象を受けたか、会場の皆様の御意見を伺いたいです。

○**ウズベキ側** ホシロフ氏の発表によれば、日本の注釈書には判例が大変多く書かれているということ、また、ウズベキスタンでは、こちらの司法制度の特色から、判例を載せる必要性はないとの発表がありました。私はまた違う意見でして、我々としては「ある条項にある規定が実際にどのように適切に適用されるか」という明らかな例を見たいのでして、それは判例に現れると思います。

ホシロフ氏の発表で、注釈書というのは教材的な性質のものだとありましたが、私はまさにその目的のために、判例を入れる方が良いのではないかと思います。ホシロフ氏の意見について、日本側はどのようにお考えですか。

○**日本側** 日本の場合、注釈書において判例は必ず取り上げられます。日本の制度の場合、特に、最高裁判所の判例が先例的な拘束力を持ちますので、実務上の意義が大きいです。判例の持つ重要さは日本とウズベキスタンとは違うのかもしれませんが、共通して言えることはあると思います。日本でもウズベキスタンでも、判例とは具体的な事件についての当てはめであって、具体的な判断基準を明らかにしているものだと思います。法律の文言を実例に当てはめた例を注釈書に載せることは、大変意味があると思います。法律の文言を具体化しているのが判例と言えます。それを注釈書に掲載すれば、実務上有効であると思います。

○**司会（タジエフ）** 本日参加していただいた皆様方に感謝いたします。それでは、これで今日のセミナーを閉会させていただきます。

（ 終 了 ）

[参考資料]

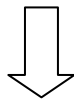
【注釈書の構造改善のための協議における日本側作成説明資料】

2005年9月7日

注釈書の構造改善について

現在のウズベキスタン倒産法
注釈書草案の問題点

解説の内容に関するもの



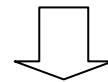
解説のねらいが分からない。

unnecessary 説明が多い。

どの条項を解説しているのか、対応関係が分からない。

解説どうしが矛盾している場合がある。

解説の構造に関するもの



解説文が重複している。

解説がされていない条項がある。

同じ条項に対する解説が、分散している。

視覚的に見にくい。

特に、実体法の条文や大部の条文の解説が乱れがち

しっかりした構造の注釈を書くための4原則

その1

まず、条文の目的を考える。

効果
解説のねらいが明確になる。
 unnecessary説明がなくなる。
 解説どうしの矛盾がなくなる。

効果
 解説と条項の対応関係が明確になる。
 解説文の重複がなくなる。
 解説がされていない条項がなくなる。
 同じ条項の解説がまとまる。

その2

次の順番で解説文を書いてみる。

① 条文の目的を書く。

② 項(号)の順番に解説を書く。

③ 関連事項を書く。

第1項

第2項

第3項

基本

ここまででも、必要最低限の解説文は書くことができる。

応用

ここまで書けば、内容が豊かになる。

その3

書いた解説文を以下の基準に従い再構成する。

- ① 一般原則の後に特例・例外を書く。

一般原則

特例・例外

- ② 概念的な説明の後に具体的な説明を書く。

概念的な説明

具体的な説明

- ③ ある条文で他の条文が引用されている場合は、引用元の条文で詳しく説明する。

例題

第5条

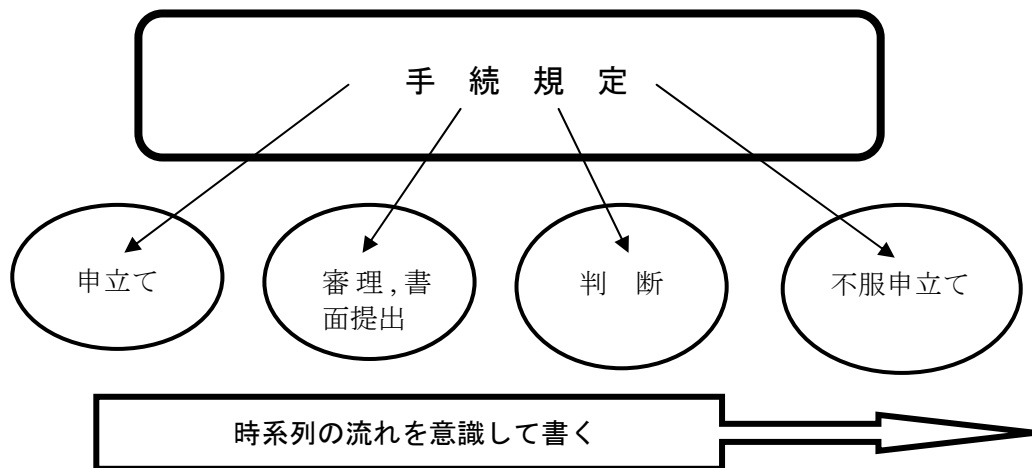
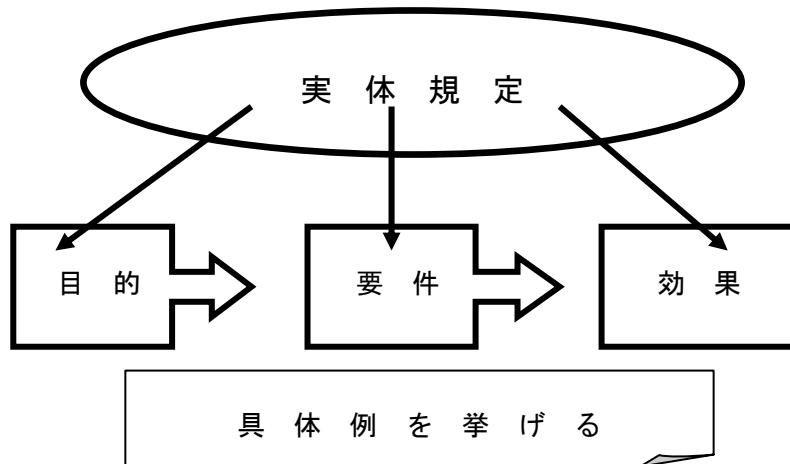
経済裁判所は、次に掲げる場合には、外部管財人を解任する決定をすることができる。

第8条

第5条の決定によって解任された外部管財人は、不服を申し立てることができる。

外部管財人を解任することができる事由の解説は、第5条で詳しく説明する。

- ④ 実体規定は, 目的, 要件及び効果に分けて, 具体例を挙げて書く。
手続規定は, 時系列の流れを意識して書く。



その4

調べやすくする工夫をする

① 見出しをつける

1 本条の目的

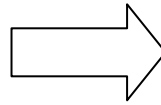
2 倒産手続開始の申立権者

3 申立ての要件

4 申立ての方式

5 申立ての効果

.....
.....



効果

- ① 条文の文言に即した構造になる。
- ② 視覚的に見やすい。
- ③ 目次を作りやすくなる。

② 引用条文を明示する

例題

第7条

経済裁判所は、申立てにより、決定で倒産手続を開始する。

第9条

債権者又は債務者は、倒産手続開始の申立てをすることができる。

解説

1 本条の目的

倒産手続は、原則として、申立権者の申立てに基づき開始される(第7条).....

引用条文を明示して、
① 説明文の根拠を明確にする。② 条文相互の関係を明確にする。

第7条 経済裁判所に対し債務者自身が申し立てる根拠

- 1 債務者は、本法第4条の定める期間内に、債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務を履行することができないことを示す状況がある場合、経済裁判所に対し、自ら倒産認定を申し立てる権限を有する。
- 2 法人債務者は、本法に別段の定めがある場合を除き、発起人（参加人）若しくは単一企業体債務者の財産所有者の決定に基づき、又は、当該財産所有者により権限を付与された機関の決定に基づき、経済裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てる。

1. 倒産事件開始の条件は債権金額の遵守であり、法人債務者の場合は倒産法によって定められた最低賃金の500倍以上、個人事業者は30倍以上である。

前述の通り（本法第6条に関する注釈を参照）債務者には、自らの倒産認定を経済裁判所に申し立てる権利が認められている。

2. 倒産法の本条第2項には、法人債務者が経済裁判所に申立てを行う際に必ず遵守せねばならない特別な条件が規定されている。このような申立てには、法人の代表者による署名が必要とされる（倒産法第37条）。しかしながら、清算又はその他の方法による法人の廃止を決定することは、法人の代表者の権限を越える。例えば、会社の場合、当該法人の廃止に関する問題の決定はその代表者機関、すなわち発起人（社員）総会の排他的権限に帰する（ウズベキスタン共和国民法典第59、60、62、63、64条）。運用管理権に基づく国営単一企業体の清算は、当該企業の設立を決定した国家機関によって行われる（ウズベキスタン共和国民法典第72条）。したがって、法人債務者の倒産認定を経済裁判所に申し立てる前に、当該法人の設立文書によって清算に関する決定権を委ねられた然るべき機関の決定が必要となる。単一企業体債務者に関する申立てを経済裁判所に行うためには、財産所有者あるいは財産所有者から全権を委任された機関（ウズベキスタン共和国民法典第71条）、又は国家全権機関により事前に申立てに関する決定がとられていることが絶対条件となる。

この一般規定に関する唯一の例外は、経済裁判所への法人債務者の倒産認定申立てが法人代表者の義務事項となっている場合である（倒産法第8条）。

債務者は、本法により規定される場合においては、予想される倒産について自らの倒産認定を経済裁判所に申し立てることができる。ここで想定しているのは、債務者を経済的破綻に至らしめるような債務の履行期限が未だ到来していないものの、債務者が一定期間内に債権者に対する金銭債務を履行する能力、又は国家予算への義務的支払債務を履行する能力を持たない状況に陥ることを明白に立証できるような状況が存在する場合である。そのような明らかな状況の例としては、例えば、具体的な契約に基づく債務とその不履行により発生した違約罰の取立てを求める訴訟を債権者が提起し、かつ当該債権が裁判外手続により取り立てられる性質のものである場合であるとか、裁判所がそのような取立て判決の執行に猶予を与えた場合、あるいは単純に裁判所が出した判決に

訴訟法が規定する期日が到来した場合などが挙げられる。一定の条件の下で、予想される倒産について経済裁判所への申立てを認めることは、債務者及び債権者の合法的利益を補完的に擁護することにつながる。

倒産法は、債務者が予想される倒産について申立て義務を負うことになる場合も規定している。法人の設立文書により全権を委任された機関又は単一国営企業体の財産所有者が、債務者が支払不能状態に陥ることを明白に立証する状況が存在することを根拠として、経済裁判所に倒産認定を申し立てる決定を下した場合などは、これに該当する。

原則として、国家手数料の予納無くしては原告の経済裁判所への申立ては受理されない。国家手数料は必要経費であり、予納無しに経済訴訟の提起は不可能である。例外として、1992年12月9日付ウズベキスタン共和国法「国家手数料について」により国家手数料の支払いを免除されている者を除く。

この規定に背くことは、債務者の申立てが返却される理由となり得る。この際、裁判所はウズベキスタン共和国経済訴訟法典第118条に従う。倒産法は、この規定に対して、国家手数料の予納に関する支払文書が無い場合でも、倒産の申立てが経済裁判所によって受理される幾つかの例外を認めている。当該の例外としては、倒産認定の申立てが法人債務者の代表者又は個人事業者である債務者にとって義務となっている場合の申立て（倒産法第8条）、清算が決定された法人の資産価値が、すべての債権者の債権を満たすのに不十分であると判明したことを理由として、倒産認定が申し立てられる場合などが挙げられる。

第7条 経済裁判所に対し債務者自身が申し立てる根拠

1 債務者は、本法第4条の定める期間内に、債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務を履行することができないことを示す状況がある場合、経済裁判所に対し、自ら倒産認定を申し立てる権限を有する。

1項：債務者申立てについての一般的な申立事由

2 法人債務者は、本法に別段の定めがある場合を除き、発起人（参加人）若しくは単一企業体債務者の財産所有者の決定に基づき、又は、当該財産所有者により権限を付与された機関の決定に基づき、経済裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てる。

2項：法人債務者についての特則

1. 倒産事件開始の条件は債権金額の遵守であり、法人債務者の場合は倒産法によって定められた最低賃金の500倍以上、個人事業者は30倍以上である。

最初に、本条の目的・理由の記載がほしい。

上記のとおり、本条は、自己申立の申立事由の条項である。開始条件について記載する必要はない。

前述のとおり（本法第6条に関する注釈を参照）債務者には、自らの倒産認定を経済裁判所に申し立てる権利が認められている。

2. 倒産法の本条第2項には、法人債務者が経済裁判所に申立てを行う際に必ず遵守せねばならない特別な条件が規定されている。このような申立てには、法人の代表者による署名が必要とされる（倒産法第37条）。しかしながら、清算又はその他の方法による法人の廃止を決定することは、法人の代表者の権限を越える。例えば、会社の場合、当該法人の廃止に関する問題の決定はその代表者機関、すなわち発起人（社員）総会の排他的権限に帰する（ウズベキスタン共和国民法典第59, 60, 62, 63, 64条）。運用管理権に基づく国营単一企業体の清算は、当該企業の設立を決定した国家機関によって行われる（ウズベキスタン共和国民法典第72条）。したがって、法人債務者の倒産認定を経済裁判所に申し立てる前に、当該法人の設立文書によって清算に関する決定権を委ねられた然るべき機関の決定が必要となる。単一企業体債務者に関する申立てを経済裁判所に行うためには、財産所有者あるいは財産所有者から全権を委任された機関（ウズベキスタン共和国民法典第71条）、又は国家全権機関により事前に申立てに関する決定がとられていることが絶対条件となる。

各項の説明・各号の説明を、順に説明すべきである。

1項記載の原則は、2項「特別な条件」の解説より先に記載すべきである。

この一般規定に関する唯一の例外は、経済裁判所への法人債務者の倒産認定申立てが法人代表者の義務事項となっている場合である（倒産法第8条）。

債務者は、本法により規定される場合においては、予想される倒産について自らの倒産認定を経済裁判所に申し立てることができる。ここで想定しているのは、債務者を経済的破綻に至らしめるような債

1項の文言が解説されており、わかりやすい。

務の履行期限が未だ到来していないものの、債務者が一定期間内に債権者に対する金銭債務を履行する能力、又は国家予算への義務的支払債務を履行する能力を持たない状況に陥ることを明白に立証できるような状況が存在する場合である。そのような明らかな状況の例としては、例えば、具体的な契約に基づく債務とその不履行により発生した違約罰の取立てを求める訴訟を債権者が提起し、かつ当該債権が裁判外手続により取り立てられる性質のものである場合であるとか、裁判所がそのような取立て判決の執行に猶予を与えた場合、あるいは単純に裁判所が出した判決に訴訟法が規定する期日が到来した場合などが挙げられる。一定の条件の下で、予想される倒産について経済裁判所への申立てを認めることは、債務者及び債権者の合法的利益を補完的に擁護することにつながる。

具体例が挙げられており、実務上有益である。

倒産法は、債務者が予想される倒産について申立て義務を負うことになる場合も規定している。法人の設立文書により全権を委任された機関又は単一国営企業体の財産所有者が、債務者が支払不能状態に陥ることを明白に立証する状況が存在することを根拠として、経済裁判所に倒産認定を申し立てる決定を下した場合などは、これに該当する。

本条は、自己申立の申立事由の条項である。申立義務について解説する必要はない。

8条が申立義務を規定しているので、8条に記載すればよい。

原則として、国家手数料の予納無くしては原告の経済裁判所への申立ては受理されない。国家手数料は必要経費であり、予納無しに経済訴訟の提起は不可能である。例外として、1992年12月9日付ウズベキスタン共和国法「国家手数料について」により国家手数料の支払いを免除されている者を除く。

この規定に背くことは、債務者の申立てが返却される理由となり得る。この際、裁判所はウズベキスタン共和国経済訴訟法典第118条に従う。倒産法はこの規定に対して、国家手数料の予納に関する支払文書が無い場合でも、倒産の申立てが経済裁判所によって受理される幾つかの例外を認めている。当該の例外としては、倒産認定の申立てが法人債務者の代表者又は個人事業者である債務者にとって義務となっている場合の申立て(倒産法第8条)、清算が決定された法人の資産価値が、全ての債権者の債権を満たすのに不十分であると判明したことを理由として、倒産認定が申し立てられる場合などが挙げられる。

本条は、自己申立の申立事由の条項である。国家手数料の予納の有無と申立受理について解説する必要はない。

45条「倒産事件の開始」1項が、申立の受理・不受理を規定しているので、45条1項の解説で、どのような場合に受理されるか、受理が拒否されるかの具体例として、国家手数料の予納を挙げればよい。

第7条 経済裁判所に対し債務者自身が申し立てる根拠

1 債務者は、本法第4条の定める期間内に、債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務を履行することができないことを示す状況がある場合、経済裁判所に対し、自ら倒産認定を申し立てる権限を有する。

2 法人債務者は、本法に別段の定めがある場合を除き、発起人（参加人）若しくは単一企業体債務者の財産所有者の決定に基づき、又は、当該財産所有者により権限を付与された機関の決定に基づき、経済裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てる。

見出し・番号

1. 本条の目的

本条の目的・理由

本条の概略・趣旨

2. 債務者による申立ての申立事由（1項）

債務者は、本法第6条規定の場合、自らの倒産認定を経済裁判所に申し立てる権利が認められている。 本条第1項は、債務者が当該申立権限を行使できる事由について規定している。

2.1. 「債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務を履行することができないことを示す状況がある場合」

債務者を経済的破綻に至らしめるような債務の履行期限が未だ到来していないものの、債務者が一定期間内に債権者に対する金銭債務を履行する能力、又は国家予算への義務的支払債務を履行する能力を持たない状況に陥ることを明白に立証できるような状況が存在する場合である。

1項の解説

2.2. 具体例

明らかな状況の例としては、例えば、具体的な契約に基づく債務とその不履行により発生した違約罰の取立てを求める訴訟を債権者が提起し、かつ当該債権が裁判外手続により取り立てられる性質のものである場合であるとか、裁判所がそのような取立判決の執行に猶予を与えた場合、あるいは単純に裁判所が出した判決に訴訟法が規定する期日が到来した場合などが挙げられる。一定の条件の下で、予想される倒産について経済裁判所への申立てを認めることは、債務者及び債権者の合法的利益を補完的に擁護することにつながる。

3. 法人債務者による申立の特則 (2項)

3.1. 特則

本条第2項には、法人債務者が経済裁判所に申立てを行う際に必ず遵守せねばならない特別な条件が規定されている。このような申立てには、法人の代表者による署名が必要とされる(倒産法第37条)。しかしながら、清算又はその他の方法による法人の廃止を決定することは、法人の代表者の権限を越える。例えば、会社の場合、当該法人の廃止に関する問題の決定はその代表者機関、すなわち発起人(社員)総会の排他的権限に帰する(ウズベキスタン共和国民法典第59, 60, 62, 63, 64条)。運用管理権に基づく国営単一企業体の清算は、当該企業の設立を決定した国家機関によって行われる(ウズベキスタン共和国民法典第72条)。したがって、法人債務者の倒産認定を経済裁判所に申し立てる前に、当該法人の設立文書によって清算に関する決定権を委ねられた然るべき機関の決定が必要となる。単一企業体債務者に関する申立てを経済裁判所に行うためには、財産所有者あるいは財産所有者から全権を委任された機関(ウズベキスタン共和国民法典第71条)、又は国家全権機関により事前に申立てに関する決定がとられていることが絶対条件となる。

2項の解説

3.2. 例外

この一般規定に関する唯一の例外は、経済裁判所への法人債務者の倒産認定申立てが法人代表者の義務事項となっている場合である(倒産法第8条第1項)。この場合は、発起人(参加人)若しくは単一企業体債務者の財産所有者の決定や当該財産所有者により権限を付与された機関の決定は不要である。

第8条 債務者、清算委員会又は清算人の申立義務

1 債務者の代表者、個人事業者である債務者は、以下の場合、経済裁判所に対し、申し立てなければならない。

(1) 1名又は数名の債権者に対する債務を弁済することにより、他の債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払義務を全額弁済することが不可能になる場合

(2) 法人である債務者につき、設立文書により債務者の清算を決定する権限を付与された債務者の機関が、当該債務者につき、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。

(3) 単一企業体である債務者につき、単一企業体債務者の財産所有者により権限を付与された機関が、当該債務者につき、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。

(4) 債務者の財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定できる事由が存在する。

2 清算委員会（清算人）は、法人債務者の清算の実施に際し、債権を全額弁済することが不可能であると認めた場合、債務者につき、経済裁判所に対し申し立てなければならない。

3 債務者、清算委員会又は清算人による申立ては、本条第1項及び第2項の定める状況が発生してから1か月以内に、経済裁判所に対して行われなければならない。

1. ウズベキスタン共和国法倒産法新版、特に第7条は、債務者が裁判所に倒産の申立てを行うことができる事由について規定している。つまり金銭債務及び（又は）義務的支払債務の弁済を3か月以内に行うことができないと証明する状況が存在する場合、債務者は経済裁判所に倒産の申立てを行うことができる。この際、この定義は法人債務者に対しても個人事業者にも適用される。しかしながら、経済裁判所への倒産認定の申立てを債務者の権利として規定していた旧倒産法と違い、現在の倒産法の第8条は、申立てが法人債務者の代表者、個人事業者である債務者、及び法人債務者の清算委員会（清算人）によって義務的に行われなければならない場合を規定している。

本条は、法人債務者の代表者及び個人事業者である債務者にとって倒産認定の申立てが義務となる場合を次のように規定している。

1) 一名又は複数の債権者の債権を満たすことによって、他の債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務の全額弁済が不可能となる場合。

単一の債権者に対する債務の履行が他の債権者に対する債務の履行を不可能に至らしめるという状況は、最大の債権額を有する債権者に対する支払いが先になされる場合に発生し得る。当然このような場合には、「それより後に続く」債権者の利益が侵害されることになる。

このような状況はまた、同じ債務者に対して複数の判決（*решение суда*）が下された場合にも発生し得る。先に出された判決を履行することで、その後の判決の履行が不可能となることも多い。

本条の本項は、すべての債権者の合法的利益を擁護すること、裁判手続で債権を審理することによって全債権者の債権を応分かつ最大限に満足させること、債務者と特定の債権者の取決めによって他の債権者の利益が犠牲になるのを防止することを目的としている。

2) 設立文書に基づき債務者の清算の決定について全権を委任された法人債務者の機関が、経済裁判所に申立てを行う決定を下した場合。

法人債務者の設立文書に基づき債務者の清算の決定について全権を委任された債務者の機関とは、通常は債務者の発起人（社員）総会である。このような機関が法人の倒産認定の経済裁判所への申立てを決定するのは、支払不能の原因が存在し、又は倒産が予想される場合のみである。そうでない場合は、当該決定に反対した発起人（社員）が決定の無効認定を求めることがあり得る。

3) 単一企業体債務者につき、その財産所有者により権限を付与された機関が、経済裁判所に当該債務者の倒産認定を申し立てる決定を下した場合。

この場合、裁判所に訴訟を提起するという代表者の義務は財産所有者の意志に基づき発生するもので、この点では前項に類似している。前項との違いは、所有者が単一であること、したがって企業も単一体でなければならないということにある。このようなケースは完全国有又は完全私有による単一企業体について起こり得る。

4) 債務者財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定するに足る事由が存在する場合

倒産法は、債務者資産に対する強制執行後の「企業の経済活動の継続不可能性」という概念を具体的に説明していない。個々の事例においては、法人債務者の代表者又は個人事業主である債務者が個別に問題を解決することになる。

この条件は、「債務者が、債権者に対する金銭債務を弁済することができず、かつ（又は）義務的支払債務を履行できないと経済裁判所により認定された状態」と倒産法第3条が規定する経済的破綻（倒産）の個別の事例とみなすことができる。この定義との違いは、第一に、債務者は少なくとも一件の債務の履行はできるが、それを履行してしまうと今後の経済活動の継続が不可能となるという点。第二に、そのような債務者の状態を判断するのが債務者自身の代表者であるという点にある。

2. 本条第2項が定める次の申立義務は清算委員会（清算人）に関するものである。

清算委員会（清算人）は、法人の清算に際して債権者の債権を全額弁済することが不可能であると確定した場合、債務者の申立てを経済裁判所に提出する義務を負う。

本項の規定は倒産法制の整備における一つの進歩であることを指摘しておかねばならない。なぜなら、このような規定を設けることで、税務機関及びその他機関の責任者との共謀によるものか、しばしば無統制となっている債務者の自己清算による債務逃れを未然に防止することになるからである。

3. 本条の最後、第3項においては、債務者に関する申立ての提出期限を次のように規定している。

債務者、清算委員会、又は清算人の申立ては、本条第1項及び第2項に定める状況が発生してから1か月以内に経済裁判所に送られなければならない。

設立文書に従い清算の決定について全権を委任された機関が倒産認定の申請を決定した場合、又は国家全権機関が法人の倒産認定の申立てを経済裁判所に行うことを決定した場合には、当該

機関はこのような決定が採択された日付から算定して1か月以内に、当該の申請を提出しなければならない。

債務者倒産認定の申立てを義務づける他の事情、事由の発覚に関しては、当該事情が実際に発覚した日付だけではなく、債務者の代表者あるいは清算委員会（清算人）が賢明かつ誠実に行動していた場合、債務者の支払不能に気づいたはずであろう時点も考慮に入れる必要がある。

第8条 債務者、清算委員会又は清算人の申立義務

1 債務者の代表者、個人事業者である債務者は、以下の場合、経済裁判所に対し、申し立てなければならない。

1項：債務者の代表者と個人事業者債務者の申立義務について

(1)－1名又は数名の債権者に対する債務を弁済することにより、他の債権者に対する金銭債務及び(又は)義務的支払義務を全額弁済することが不可能になる場合

(2)－法人である債務者につき、設立文書により債務者の清算を決定する権限を付与された債務者の機関が、当該債務者につき、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。

(3)－単一企業体である債務者につき、単一企業体債務者の財産所有者により権限を付与された機関が、当該債務者につき、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。

(4)－債務者の財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定できる事由が存在する。

2項：清算委員会(清算人)の申立義務について

2 清算委員会(清算人)は、法人債務者の清算の実施に際し、債権を全額弁済することが不可能であると認めた場合、債務者につき、経済裁判所に対し申し立てなければならない。

3項：申立期限について

3 債務者、清算委員会又は清算人による申立ては、本条第1項及び第2項の定める状況が発生してから1か月以内に、経済裁判所に対して行われなければならない。

1. ウズベキスタン共和国法倒産法新版、特に第7条は、債務者が裁判所に倒産の申立てを行うことができる事由について規定している。つまり金銭債務及び(又は)義務的支払債務の弁済を3か月以内に行うことができないと証明する状況が存在する場合、債務者は経済裁判所に倒産の申立てを行うことができる。この際、この定義は法人債務者に対しても個人事業者にも適用される。しかしながら、経済裁判所への倒産認定の申立てを債務者の権利として規定していた旧倒産法と違い、現在の倒産法の第8条は、申立てが法人債務者の代表者、個人事業者である債務者、及び法人債務者の清算委員会(清算人)によって義務的に行われなければならない場合を規定している。

改正があった点が記載されている点はよい。

何故、現法で、申立権だけでなく、申立義務も課しているのかという本条の目的を最初に、説明すべき。

何条・項・号の説明か記載すべき

各項の説明・各号の説明が、順番にされておりわかりやすい。

本条は、法人債務者の代表者及び個人事業者である債務者にとって倒産認定の申立てが義務となる場合を次のように規定している。

1) 一名又は複数の債権者の債権を満たすことによって、他の債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務の全額弁済が不可能となる場合。

単一の債権者に対する債務の履行が他の債権者に対する債務の履行を不可能に至らしめるという状況は、最大の債権額を有する債権者に対する支払いが先になされる場合に発生し得る。当然このような場合には、「それより後に続く」債権者の利益が侵害されることになる。

このような状況はまた、同じ債務者に対して複数の判決（*решение суда*）が下された場合にも発生し得る。先に出された判決を履行することで、その後の判決の履行が不可能となることも多い。

本条の本項は、すべての債権者の合法的利益を擁護すること、裁判手続で債権を審理することによって全債権者の債権を応分かつ最大限に満足させること、債務者と特定の債権者の取決めによって他の債権者の利益が犠牲になるのを防止することを目的としている。

最初に、本号の場合に申立義務を課す目的・理由の記載がほしい。

本号の具体例を説明しており、分かりやすい。

本号の目的・理由の記載があって、よい。

2) 設立文書に基づき債務者の清算の決定について全権を委任された法人債務者の機関が、経済裁判所に申立てを行う決定を下した場合。

法人債務者の設立文書に基づき債務者の清算の決定について全権を委任された債務者の機関とは、通常は債務者の発起人（社員）総会である。このような機関が法人の倒産認定の経済裁判所への申立てを決定するのは、支払不能の原因が存在し、又は倒産が予想される場合のみである。そうでない場合は、当該決定に反対した発起人（社員）が決定の無効認定を求めることがあり得る。

最初に、本号の場合に申立義務を課す目的・理由の記載がほしい。

本号の具体例を説明しており、分かりやすい。

3) 単一企業体債務者につき、その財産所有者により権限を付与された機関が、経済裁判所に当該債務者の倒産認定を申し立てる決定を下した場合。

この場合、裁判所に訴訟を提起するという代表者の義務は財産所有者の意志に基づき発生するもので、この点では前項に類似している。前項との違いは、所有者が単一であること、したがって企業も単一体でなければならないということにある。このようなケースは完全国有又は完全私有による単一企業体について起こり得る。

最初に、本号の場合に申立義務を課す目的・理由の記載がほしい。

本号の具体例を説明しており、分かりやすい。2項との比較もよい。

4) 債務者財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定するに足る事由が存在する場合

最初に、本号の場合に申立義務を課す目的・理由の記載がほしい。

倒産法は、債務者資産に対する強制執行後の「企業の経済活動の継続不可能性」という概念を具体的に説明していない。個々の事例においては、法人債務者の代表者又は個人事業主である債務者が個別に問題を解決することになる。

基準や具体例が示されていると実務上有益である。

この条件は、「債務者が、債権者に対する金銭債務を弁済することができず、かつ（又は）義務的支払債務を履行できないと経済裁判所により認定された状態」と倒産法第3条が規定する経済的破綻（倒産）の個別の事例とみなすことができる。この定義との違いは、第一に、債務者は少なくとも一件の債務の履行はできるが、それを履行してしまうと今後の経済活動の継続が不可能となるという点。第二に、そのような債務者の状態を判断するのが債務者自身の代表者であるという点にある。

文言を説明している点、「企業の経済活動の継続不可能性」の判断がケースバイケースであることが紹介されている点はよい。

2. 本条第2項が定める次の申立義務は清算委員会（清算人）に関するものである。

清算委員会（清算人）は、法人の清算に際して債権者の債権を全額弁済することが不可能であると確定した場合、債務者の申立てを経済裁判所に提出する義務を負う。

本項の規定は倒産法制の整備における一つの進歩であることを指摘しておかねばならない。なぜなら、このような規定を設けることで、税務機関及びその他機関の責任者との共謀によるものか、しばしば無統制となっている債務者の自己清算による債務逃れを未然に防止することになるからである。

本項の目的・理由の記載があって、よい。本条の目的と関連づけるとさらによりよい。

3. 本条の最後、第3項においては、債務者に関する申立ての提出期限を次のように規定している。

債務者、清算委員会、又は清算人の申立ては、本条第1項及び第2項に定める状況が発生してから1か月以内に経済裁判所に送られなければならない。

設立文書に従い清算の決定について全権を委任された機関が倒産認定の申請を決定した場合、又は国家全権機関が法人の倒産認定の申立てを経済裁判所に行くことを決定した場合には、当該機関はこのような決定が採択された日付から算定して1か月以内

1項2号・3号についての算定基準であることを記載すべき。

に、当該の申請を提出しなければならない。

債務者倒産認定の申立てを義務づける他の事情、事由の発覚に関しては、当該事情が実際に発覚した日付だけではなく、債務者の代表者あるいは清算委員会（清算人）が賢明かつ誠実に行動していた場合、債務者の支払不能に気づいたはずであろう時点も考慮に入れる必要がある。

1項1号・4号、
2項についての
算定基準である
こと記載すべ
き。

解釈基準が記載されて
いて実務上有益であ
る。もう少し具体的な
基準が示されるとさら
によい。

第3項に関連し、期限を徒過した場合、どのようなことが問題になるかを記載することは実務上重要である。

- ・ 倒産法における問題：申立は受理されるのか。
- ・ 民事上の責任（9条）：解説は9条の注釈でなされる。
- ・ 行政上の責任、刑事上の責任：ペナルティーの有無

等

第8条 債務者，清算委員会又は清算人の申立義務

- 1 債務者の代表者，個人事業者である債務者は，以下の場合，経済裁判所に対し，申し立てなければならない。
 - (1)－1名又は数名の債権者に対する債務を弁済することにより，他の債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払義務を全額弁済することが不可能になる場合
 - (2)－法人である債務者につき，設立文書により債務者の清算を決定する権限を付与された債務者の機関が，当該債務者につき，経済裁判所に対して申し立てる決定をした。
 - (3)－単一企業体である債務者につき，単一企業体債務者の財産所有者により権限を付与された機関が，当該債務者につき，経済裁判所に対して申し立てる決定をした。
 - (4)－債務者の財産に対する強制執行により，債務者の経済活動が不可能になると推定できる事由が存在する。
- 2 清算委員会（清算人）は，法人債務者の清算の実施に際し，債権を全額弁済することが不可能であると認めた場合，債務者につき，経済裁判所に対し申し立てなければならない。
- 3 債務者，清算委員会又は清算人による申立ては，本条第1項及び第2項の定める状況が発生してから1か月以内に，経済裁判所に対して行われなければならない。

見出し・
番号

I. 本条の目的

倒産法の第8条は，申立てが法人債務者の代表者，個人事業者である債務者，及び法人債務者の清算委員会（清算人）によって義務的に行われなければならない場合を規定している。

ウズベキスタン共和国法倒産法新版，特に第7条は，債務者が裁判所に倒産の申立てを行うことができる事由について規定している。しかしながら，経済裁判所への倒産認定の申立てを債務者の権利として規定していた旧倒産法と違い，現法第8条は，申立てが義務となる場合も規定している。

本条による申立義務の目的・理由

本条の概略

本条の趣旨

II. 債務者代表者と個人事業債務者の申立義務について（第1項）

本条第1項は，法人債務者の代表者及び個人事業者である債務者にとって倒産認定の申立てが義務となる場合を次のように規定している。

- i) 一名又は複数の債権者の債権を満たすことによって、他の債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務の全額弁済が不可能となる場合（第1号）

1項1号

本項第1号は、すべての債権者の合法的利益を擁護すること、裁判手続で債権を審理することによって全債権者の債権を応分かつ最大限に満足させること、債務者と特定の債権者の取決めによって他の債権者の利益が犠牲になるのを防止することを目的としている。

単一の債権者に対する債務の履行が他の債権者に対する債務の履行を不可能に至らしめるという状況は、最大の債権額を有する債権者に対する支払いが先になされる場合に発生し得る。当然このような場合には、「それより後に続く」債権者の利益が侵害されることになる。

このような状況はまた、同じ債務者に対して複数の判決が下された場合にも発生し得る。先に出された判決を履行することで、その後の判決の履行が不可能となることも多い。

- ii) 設立文書に基づき債務者の清算の決定について全権を委任された法人債務者の機関が、経済裁判所に申立てを行う決定を下した場合（第2号）

1項2号

法人債務者の設立文書に基づき債務者の清算の決定について全権を委任された債務者の機関とは、通常は債務者の発起人（社員）総会である。このような機関が法人の倒産認定の経済裁判所への申立てを決定するのは、支払不能の原因が存在し、又は倒産が予想される場合のみである。かかる場合、倒産手続を開始し、それ以上の財政状態の悪化を防ぐために、債務者に申立てを義務付けている。

なお、そうでない場合は、当該決定に反対した発起人（社員）が決定の無効認定を求めることがあり得る。

- iii) 単一企業体債務者につき、その財産所有者により権限を付与された機関が、経済裁判所に当該債務者の倒産認定を申し立てる決定を下した場合（第3号）

1項3号

この場合、裁判所に訴訟を提起するという代表者の義務は財産所有者の意志に基づき発生するもので、この点では前項に類似している。前項との違いは、所有者が単一であること、したがって企業も単一体でなければならないということにある。このようなケースは完全国有又は完全私有による単一企業体について起こり得る。

- iv) 債務者財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定するに足る事由が存在する場合（第4号）

1項4号

この条件は、「債務者が、債権者に対する金銭債務を弁済することができず、かつ（又は）義務的支払債務を履行できないと経済裁判所により認定された状態」と倒産法第3条が規定する経済的破綻（倒産）の個別の事例とみなすことができる。この定義との違いは、第一に、債務者は少なくとも一件の債務の履行はできるが、それを履行してしまうと今後の経済活動の継続が不可能となるという点。第二に、そのような債務者の状態を判断するのが債務者自身の代表者であるという点にある。

倒産法は、債務者資産に対する強制執行後の「企業の経済活動の継続不可能性」という概念を具体的に説明していない。個々の事例においては、法人債務者の代表者又は個人事業主である債務者が個別に問題を解決することになる。

基準や具体例

III. 清算委員会（清算人）の申立義務について（第2項）

2 項

清算委員会（清算人）は、法人の清算に際して債権者の債権を全額弁済することが不可能であると確定した場合、債務者の申立てを経済裁判所に提出する義務を負う。

本項の規定は倒産法制の整備における一つの進歩であることを指摘しておかねばならない。なぜなら、このような規定を設けることで、税務機関及びその他機関の責任者との共謀によるものか、しばしば無統制となっている債務者の自己清算による債務逃れを未然に防止することになるからである。

具体的基準

IV. 申立ての期限（第3項）

3 項

本条の最後、第3項においては、申立期限を規定している。債務者、清算委員会、又は清算人の申立ては、本条第1項及び第2項に定める状況が発生してから1か月以内に経済裁判所に送られなければならない。

設立文書に従い清算の決定について全権を委任された機関が倒産認定の申請を決定した場合（第1項第1号）、又は国家全権機関が法人の倒産認定の申立てを経済裁判所に行くことを決定した場合（第1項2号）には、当該機関はこのような決定が採択された日付から算定して1か月以内に、当該の申請を提出しなければならない。

債務者倒産認定の申立てを義務付ける他の事情、事由の発覚に関しては（1項1号、4号及び2項）、当該事情が実際に発覚した日付だけではなく、債務者の代表者あるいは清算委員会（清算人）が賢明かつ誠実に行動していた場合、債務者の支払不能に気付いたはずであろう時点も考慮に入れる必要がある。

V. 申立期限を徒過した場合

申立義務者の民事責任：債務者の補充責任（本法第9条）

申立義務者の行政・刑事責任：

申立期限後の申立：受理不受理（45条等）

本条には記載されていない事項だが、本条に関連して実務上重要な事項

規定条項を引用する。詳説は不要。

第9条 債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人の申立義務違反の責任

債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人は、経済裁判所に対し申立てを行う義務を怠った場合、本法第8条第3項の定める期間満了後に発生する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務に関し、補充責任を負う。

1. 新倒産法第9条には、「経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる義務を怠った場合の債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人の責任」が規定されており、この条項も倒産法における追加補足事項となっている。本条の内容から明らかなように立法者は、不誠実な債務者の代表者又は清算委員会の成員に対する挺入れを図り、前条の規定が履行されない可能性を排除することにより、経済的破綻状態にある法人を発見し、裁判手続による倒産制度に取り込む仕組みを補完することを目指した。

本条は、次の規定を内容とする一項のみにより構成されている。

債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人が経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる義務を怠った場合には、債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人は、本法第8条第3項に定める期限の満了後に発生した債権者に対する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務につき補充責任を負う。

補充責任の概念及び当該の責任に対する請求の手続は、ウズベキスタン共和国民法典、特に同法典第329条によって規定されている。

例えば、民法典第329条第1項によれば、個人が法規又は債務の諸条件に基づき主たる債務者である他者の責任に対して補助的責任を負う場合（補充責任）、債権者はその者に対する請求を提起する以前に、主たる債務者に対する請求をしなければならない。

また、同条第2項によれば、主たる債務者が債権者の請求を満たすことを拒絶し、又は債務者が合理的期限内に債権者の請求に対する回答を提示しなかった場合、この請求は補充責任を負う個人に対して行うことができる。

倒産法の特別規定には、債務者の債務に関して補充責任を負う第三者に対する請求の手続が定められているが、この規定は法人債務者の代表者及び清算委員会の成員（清算人）の補充責任には適用されず、このことは指摘しておかねばならない。

倒産法第128条第2項第5号によれば、清算管財人は清算期間中に、倒産に関連する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務に関し、法令に基づき補充責任を負う第三者に対して、請求をする権利を有している。この場合、請求金額は債権総額と清算用財団との差額に基づき算定される。

この規定が、倒産法第9条の規定における債務者の代表者、清算委員会の成員、及び清算人に対して適用されないことは明らかである。なぜなら、これらの主体の過失は債務者を倒産に至らせたことではなく、申立てが義務付けられている状況が存在したにもかかわらず、それを怠ったことにあるからである。

本条に定める法人債務者の代表者又は清算委員会の成員（清算人）は、経済裁判所への倒産認定申立期間が終了した後に発生した債権に対してのみ補充責任を負う。つまり、

これらの者は経済裁判所への申立て義務を怠った結果として責任を負うわけである。したがって、清算管財人が何らかの請求を行い取り立てた金額を債務者財産の清算用財団に組み入れるということは、この場合は除外される。

債務者の代表者又は清算委員会の成員（清算人）に対する訴訟は、これらの各債権者が清算手続の枠外で個別に提起する必要がある。この場合それぞれの債権者の請求金額は、各債権者に対する債務者の負債の総額と、倒産手続において一部弁済された金額との差額に基づき算定されなければならない。

第9条 債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人の申立義務違反の責任

債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人は、経済裁判所に対し申立てを行う義務を怠った場合、本法第8条第3項の定める期間満了後に発生する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務に関し、補充責任を負う。

1. 新倒産法第9条には、「経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる義務を怠った場合の債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人の責任」が規定されており、この条項も倒産法における追加補足事項となっている。本条の内容から明らかなように立法者は、不誠実な債務者の代表者又は清算委員会の成員に対する挺入れをはかり、前条の規定が履行されない可能性を排除することにより、経済的破綻状態にある法人を発見し、裁判手続による倒産制度に取り込む仕組みを補完することを目指した。

最初に、条文の趣旨の記載がされており、わかりやすい。

本条は、次の規定を内容とする一項のみにより構成されている。債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人が経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる義務を怠った場合には、債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人は、本法第8条第3項に定める期限の満了後に発生した債権者に対する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務につき補充責任を負う。

本条の注釈なので、他の条文に触れる場合は、**本条との関連で説明**すべきである。

補充責任の概念及び当該の責任に対する請求の手続は、ウズベキスタン共和国民法典、特に同法典第329条によって規定されている。

民法の条文を説明しているだけで、**本条との関係**がわかりにくい。

例えば、民法典第329条第1項によれば、個人が法規又は債務の諸条件に基づき主たる債務者である他者の責任に対して補助的責任を負う場合（補充責任）、債権者はその者に対する請求を提起する以前に、主たる債務者に対する請求をしなければならない。また、同条第2項によれば、主たる債務者が債権者の請求を満たすことを拒絶し、又は債務者が合理的期限内に債権者の請求に対する回答を提示しなかった場合、この請求は補充責任を負う個人に対して行うことができる。

329条は倒産事件でもそのまま適用されるということか。倒産手続が開始した場合でも、債権者は主債務者に請求をしなくてはならないのか。

倒産法の特別規定には、債務者の債務に関して補充責任を負う第三者に対する請求の手續が定められているが、この規定は法人債務者の代表者及び清算委員会の成員（清算人）の補充責任には適用されず、このことは指摘しておかねばならない。

倒産法第128条第2項第5号によれば、清算管財人は清算期間中に、倒産に関連する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務に関し、法令に基づき補充責任を負う第三者に対して、請求をする権利を有している。この場合、請求金額は債権総額と清算用財団との差額に基づき算定される。

この規定が、倒産法第9条の規定における債務者の代表者、清算委員会の成員、及び清算人に対して適用されないことは明らかである。なぜなら、これらの主体の過失は債務者を倒産に至らせたことではなく、申立てが義務付けられている状況が存在したにもかかわらず、それを怠ったことにあるからである。

本条に定める法人債務者の代表者又は清算委員会の成員（清算人）は、経済裁判所への倒産認定申立期間が終了した後に発生した債権に対してのみ補充責任を負う。つまり、これらの者は経済裁判所への申立義務を怠った結果として責任を負うわけである。したがって、清算管財人が何らかの請求を行い取り立てた金額を債務者財産の清算用財団に組み入れるということは、この場合は除外される。

債務者の代表者又は清算委員会の成員（清算人）に対する訴訟は、これらの各債権者が清算手續の枠外で個別に提起する必要がある。この場合それぞれの債権者の請求金額は、各債権者に対する債務者の負債の総額と、倒産手續において一部弁済された金額との差額に基づき算定されなければならない。

条文を明記すべき

本条の注釈において、第128条第2項第5号を説明する意図が不明確である。

本条の注釈なので、他の条文に触れる場合は、本条との関連で説明すべきである。

本条には記載されていないが、実務上は重要な事項である。もう少し説明がほしい。

監視、裁判上の再生支援、外部管財の場合や、倒産事件が始まる前はどうか。

第9条 債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人の申立義務違反の責任

債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人は、経済裁判所に対し申立てを行う義務を怠った場合、本法第8条第3項の定める期間満了後に発生する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務に関し、補充責任を負う。

1. 本条の目的

新倒産法第9条には、「経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる義務を怠った場合の債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人の責任」が規定されており、この条項も倒産法における追加補足事項となっている。本条の内容から明らかなように立法者は、不誠実な債務者の代表者又は清算委員会の成員に対する挺入れをはかり、前条の規定が履行されない可能性を排除することにより、経済的破綻状態にある法人を発見し、裁判手続による倒産制度に取り込む仕組みを補完することを目指した。

2. 補充責任の内容・範囲

本条は、次の規定を内容とする一項のみにより構成されている。

債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人が経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる義務を怠った場合には、債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人は、本法第8条第3項に定める期限の満了後に発生した債権者に対する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務につき補充責任を負う。

補充責任の概念は、ウズベキスタン共和国民法典、特に同法典第329条によって規定されている。

補充責任の範囲については、経済裁判所への倒産認定申立期間が終了した後に発生した債権に限定される。経済裁判所への申立て義務を怠った結果として責任を負うからである。

責任の内容・範囲

3. 責任の追及方法

(1) 倒産事件開始前

民法329条とおりでいいのか。

(2) 倒産事件開始後

債務者の代表者又は清算委員会の成員（清算人）に対する訴訟は、これらの各債権者が清算手続の枠外で個別に提起する必要がある。

最初に、結論を記載すると、実務上有益である。

民法典第329条第1項によれば、個人が法規又は債務の諸条件に基づき主たる債務者である他者の責任に対して補助的責任を負う場合（補充責任）、債権者はその者に対する請求を提起する以前に、主たる債務者に対する請求をしなければならない。

民法329条1項通り、倒産事件開始後も主債務者（倒産債務者）へ先に請求する必要があるのか、又は、倒産事件の開始が民法329条2項の「弁済の拒否」に該当し、倒産法上は、主債務者（倒産債務者）への請求は不要なのか。

重要なのは、329条の適用の有無と、追求の手続

この場合それぞれの債権者の請求金額は、各債権者に対する債務者の負債の総額と、倒産手続において一部弁済された金額との差額に基づき算定されなければならない。

倒産手続における弁済後にしか請求できないのか。

なお、倒産法第128条第2項第5項、***条には、債務者の債務に関して補充責任を負う第三者に対する裁判所任命管財人による請求の手続が定められているが、この規定は本条が定める法人債務者の代表者及び清算委員会の成員（清算人）の補充責任には適用されず、このことは指摘しておかねばならない。なぜなら、これらの主体の過失は債務者を倒産に至らせたことではなく、申立てが義務付けられている状況が存在したにもかかわらずそれを怠ったことにあるからである。

128条が適用されないという点が指摘されれば十分。

重要なのは、128条の適用の有無と128条が適用されない場合、9条の責任はどのように追求されるのかである。